

東海市告示第126号

令和7年度第2子以降認可外保育施設副食材料費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年8月22日

東海市長 花 田 勝 重

令和7年度第2子以降認可外保育施設副食材料費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2子以降の児童が認可外保育施設を利用する場合において、当該児童の保護者が支払うべき副食の提供に要する費用の一部を補助することにより、保護者の負担の軽減を図り、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）であつて、給食を提供するもののうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けているもの。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの

イ 認定こども園法第3条第10項の規定による公示がされたもの

(2) 特定教育・保育施設等 次に掲げる施設をいう。

ア 特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）

イ 特定地域型保育事業所（法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。）

ウ 認定こども園（法第7条第10項第1号に規定する認定こども園をいい、法第30条の11第1項の確認を受けたものに限る。）

エ 幼稚園（法第7条第10項第2号に規定する幼稚園をいい、法第30条の11第1項の確認を受けたものに限る。）をいう。

(3) 補助対象児童 同一世帯（世帯は異なるが事実上同一世帯と認められる特別の事情のある子を養育している世帯も含む。以下同じ。）で子を2人以上養育しており、当該子のうち、最年長者以外のものである子であって、前年度の末日において満3歳以上の者のうち、特定教育・保育施設等に在籍していないものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象児童の保護者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象児童が認可外保育施設を利用する日の属する月において、補助対象者が当該月の初日に市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 認可外保育施設に支払うべき副食費を滞納していないこと。

(3) 市税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認可外保育施設を利用する補助対象児童の保護者が当該認可外保育施設に支払う補助対象児童に対する副食の提供に係る実費の額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費とし、補助対象児童1人当たり月額4,900円を上限とする。ただし、他の地方公共団体等からこの要綱と同等の補助を受ける場合は、当該補助の額を控除した額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに市長に交付申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする

る。

(1) 申請書に市長が必要と認める書類を添えて提出する方法

(2) 市長が指定する申請フォームに、市長が必要と認める情報を入力し、及び送信する方法

(補助金の認定通知)

第7条 市長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象者である旨を認定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、別に定める期日までに市長に補助金の交付請求をしなければならない。

2 前項の交付請求は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 補助金交付請求書に市長が必要と認める書類を添えて提出する方法

(2) 市長が指定する請求フォームに、市長が必要と認める情報を入力し、及び送信する方法

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の交付請求を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に申請者に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に瑕疵があったとき。

(3) 偽りその他不正の行為によって、交付決定及び補助金の交付を受けたとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和7年10月1日以後に行われる副食の提供について適用する。